

[事案 2024-59] 新契約無効請求

・令和 6 年 11 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 9 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分は、中国出身であり、簡単な日本語の日常会話はできるが、文章の読解力は非常に乏しい。
- (2) 募集人に子のための学資積立ての意向を伝え、子が 17 歳のときにお金がもらえるとの説明を受けたため契約した。死亡時にしか保険金が支払われない保険に加入した認識はない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、当初、学資保険を検討していたが、万が一のことがあった場合に子にお金を残してあげたいとの意向を示したため、募集人は、学資保険と本契約を提案したところ、申立人が自ら本契約を選択した。
- (2) 本契約の申込書等には終身保険と明記されており、申立人においても、少なくとも学資保険のような有期型の保険でないことは容易に理解できたと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。